

2. 給水装置工事の申込み

2.1 申込書及び関係書類の提出

1. 給水装置工事の申込みの際には、申込書及び関係書類を作成し提出すること。
 - (1) 給水装置・排水設備工事申込書(施行規程様式第1号)及び図面
 - (2) 水理計算書(運用 4. により必要に応じて提出をする。)
 - (3) その他関係書類(表2-1参照)

<解 説>

1. 給水装置の新設、改造(修繕を除く)、撤去または臨時給水を行おうとする者は、あらかじめ管理者の定めるところにより、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。(条例第3条)
2. 申込みは、管理者の定める申込書(原本)〔様式編 23. 2 2-1 施行規程様式第1号給水装置・排水設備工事申込書〕で行うこと。なお、申込書は返却しないので注意すること。
3. 添付書類は、表2-1 工事申込提出書類一覧表による。

(運 用)

1. 給排水工事の申込書及び図面の作成は1棟ごととする。ただし、同一住所の撤去、取り出し工事は1部にまとめて提出してよい。
2. 撤去工事のみを行う場合については、申込者・住所(設置場所)とも同じ場合に限り、申込書及び撤去設計図(立体図不要)を1部にまとめて提出してよい。
3. 新設及び改造工事における申込時の設計図書は2部提出、原図〔様式編 23. 2 2-10 見取図(給水一般図)・設計図〕を複写して提出してよい。(鉛筆書きは認めない。)
4. 次の場合は、水理計算書の「損失水頭計算」を提出すること。
 - (1) 給水管口径が25 mm以上、またはメーター口径が13 mm以上の場合
 - (2) 給水高が3階以上の中高層建物で、直結直圧給水及び直結増圧給水をする場合
 - (3) 集合住宅(アパート、マンション等)に給水する場合
 - (4) 共有管を使用して給水する場合
 - (5) その他管理者が必要と認めた場合
5. 工事の申し込みの際は、「様式編 23. 4 4-1 給・排水使用開始連絡票(申込書)」等に所定の事項を記入し提出すること。詳細については、表2-1によること。
6. 申込者(使用者)は、次の場合に利害関係人の同意または承諾の確認を申込書及びしゅん功図面の特記事項欄に記入すること。

なお、利害関係人双方から同意書を取り交わしておくことが望ましい。

- (1) 他人の土地または家屋に給水装置を設置する場合
- (2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置する場合(この場合、既に複数が使用している共有管から新たに給水装置の設置または改造等を行う場合、使用水量が著しく増加する場合も考えられるので担当者と協議すること。)

7. 井水配管の(受水槽以降含む)取扱い。

井水配管を給水装置として使用する新設工事の申し込みを行う場合は、給水装置の構造及び材質が基準に適合しているかなどの確認並びに検査を主任技術者の責任において行うこと。

詳細については「設計編 7.12 既設井水配管の使用接続」によること。なお、更生工事は「要綱・要領・基準編 25.2 給水装置の更生工事に関する取扱要領」によること。

表2-1 工事申込提出一覧表

書 類	工 種	新 設	改 造	水 洗 改 造	撤 去 (特 含む)	その他 特契改造	排 水 工 事
給水装置工事 ・申 込 書 ・承認通知書 ・設 計 図 書		○	○	○	○	○	○
位 置 図 (付 近 見 取 図)		○	○	○	○	○	○
配管状況図 (一 般 図)		○	○	○	○	○	○
撤去設計図		×	×	×	○	×	×
給排水使用開始 連絡票(申込書)		注1) 青	注1)・2) 茶	注2) 緑	赤	注1) 青・赤	緑
1. 貯水槽水道等設置(撤去)届の写し					△	様式編 23.7 7- 1	
2. 公共下水道使用再開・休止・廃止届(2部)					△	様式編 23.4 4- 3	
3. 直結直圧給水(3階～5階)事前協議回答書の写し					△	中高層建物直結給水編 27.	
4. 直結増圧給水事前協議回答書の写し及び 直結増圧装置設置条件承諾書					△	中高層建物直結給水編 27.	
5. 公共樹設置協議書の写し					△	様式編 23.11 11- 2	
6. 新設配水管協議書の写し					△	} 様式編 23.10	
7. 指定地域の水道加入負担金納付領収書の写し					△		
8. 指定地域の水道加入負担金免除申請通知書の写し					△		
9. 水道直結式スプリンクラー設備の設置についての確認書					△	要綱・要領・基準編 26.2	

○:必要 ×:必要なし △:必要に応じ

給排水使用開始連絡票(申込書)の注釈は以下のとおりとする。

注 1) 地下水併用等, 下水道使用料金の認定を行う場合は使用開始申込書(緑)を提出すること。

注 2) 公共下水道へ接続する場合は使用開始申込書(緑)を提出すること。

2.2 工事申込み・設計審査

<ol style="list-style-type: none"> 給水装置工事の申込みにあたっては、設計内容等について管理者の設計審査を受けること。 申込者は、管理者より請求された手数料を納入すること。

<解 説>

1. 設計審査

給水装置工事の設計審査は、提出書類等により設計審査の基本方針に基づき行う。

(1) 設計審査の基本方針

- ア 指定店及び主任技術者が、その責務としてあらかじめ給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認した材料、工法であることを前提として審査し、その図面表示内容を確認する。
- イ 施行規程第5条第2項の規定に基づき、配水本管の取付口からメーターまでの材料、工法等が本市の指定するものとなっているかについて重点を置き審査をする。
- ウ メーター前後を問わず構造・材質基準の適否について不明な点があるときは資料の提出等を求め判断する。
- エ 給水方式、メーター設置位置、料金認定に係る事項等、水道事業の適正な運営に支障をきたすことがないかを総合的に審査する。

(2) 設計審査内容

設計審査は、工事申込書により提出された設計図書、位置図、配管状況図等に基づき、次の内容を審査する。なお、工事承認後、設計内容に変更が生じた場合は、「施行規程様式第3号 様式編 23. 2 2-7 給水装置・排水設備工事取消(変更)申込書」に基づき変更手続きを行うこと。

- ア 工種の確認
- イ 添付書類及び記入内容の確認(表2-1参照)
- ウ 給水方式の確認
- エ 手数料の認定
- オ 使用用途及び使用水量の確認
- カ 屋外、屋内の給水ラインの確認
- キ 止水栓、メーター及び受信器設置箇所の確認
- ク 給水装置の構造及び材質が基準に適合していることの確認
- ケ 水量計算の結果、適切な給水管、メーター口径であることの確認

(3) 給水方式の確認

給水方式の審査は、工事申込者が選択した給水方式について、管理者が定めた計画最小動水圧の範囲内で必要設計水量を供給できるものかを判断するほか、当該給水方式が使用形態等に対して適切なものかを判断する。なお、本市の計画最小動水圧は0.2 MPa(2.0kgf/c㎡)である。しかし、計画最小動水圧が0.2 MPa(2.0kgf/c㎡)以下の低水圧地域については水道局で把握しているデータを基に審査を行う。

その場合、直結給水が可能であるかを判断するとともに、必要に応じてタンク給水にする等の対策を取ること。

(4) 手数料の認定

手数料の認定は、その工事内容により条例第27条第2項の規定により行い、詳細については「要綱・要領・基準編 25. 1 給水装置工事手数料取扱要領」に基づき認定を行う。

<解説>

手数料の認定は、工事内容により決定されるが、認定に際し特に注意を要するのは、工種(新設・改造・撤去・臨時給水・その他等)により手数料が決定されることから、工事申込者に対して不公平な手数料の認定を行わないよう、別に定めた「要綱・要領・基準編 25. 1 給水装置工事手数料取扱要領」に基づき認定すること。

(5) メーターまでの施工

施行規程第5条第2項の規定により配水管の取付口からメーターまでの給水装置に用いる材料及び工法が本市の指定するものになっているか設計図書等により確認すること。
(「設計編 12. 給水装置工事材料の基準」による。)

<解 説>

本市が指定する工事材料及び工法については、漏水時及び災害時等の緊急補修工事を円滑かつ効率的に行うために指定するものである。

本市の指定材料は、復旧作業に支障をきたすことがないよう配慮したものとし、代用品の使用ができるよう極力全国汎用品を使用するなど、他都市からの応援等に際しても対応できるものとする。

(6) メーター以降の施工

メーター以降の施工方法については、次の事項を確認するものとする。

ア 平面配管径路及び配管立体図

すべての給水用具までの配管径路、使用材料が明示されているか、また配管立体図等により構造及び材質基準に適合しているかの確認を行う。

イ 器具の設置(給水箇所)

すべての給水箇所の名称(流し、トイレ等)及び設置位置が明示されているか、また、湯沸器等の給水用具は型式等が明示されているか確認する。

注) 設計審査は配水管の取付口からメーターまで本市の指定材料であるかの確認とメーター以降であっても構造及び材質基準の適否について疑義が見受けられるときは、適正な給水装置が設置されるよう指導を行わなければならない。

(7) その他の施工

構造及び材質基準とは関係のないもの(受信器、メーターボックス等)の施工方法は「施工編 16. 3 メーターの設置」に基づくものとする。

注) 特にメーター及び受信器設置位置については水道事業の適正な運営に際して検針等に支障がないか確認しなければならない。

(8) 水量計算

設計審査時に当該給水装置の必要水量が確保されているか、あるいは、当該工事にともない周辺家屋への影響などを勘案し、設計水量の過大・過小について判断する。

(9) 事前着工

工事の着工は承認後でなければならないが、急を要するやむを得ない事情がある場合に限って、宅地内における一部の配管であれば、事前着工を承認することがある。

(なお、この工事によって給水可能となるものは認めない。)

ア 手続きの方法

(ア) 事前着工受付簿「様式編 23.2 2-4 事前着工申込書及び2-5 事前着工受付簿」に必要事項を記入し、工事全体の内容が確認できる図面に、事前着工する部分を着色して提出し、承認を受けること。

(イ) 後日、本承認を受けたときは、提出済の事前着工申込書及び事前着工受付簿に承認年月日及び受付番号を記入すること。

注) 指定店は、工事施工にあたり、事前に申込者及び建築等の施工者と、工事の工程を十分協議し、事前着工の必要のない申請に心掛けること。

2.3 関係機関への通知

指定店は、工事着手の前に掘削及び占用等、関係機関へ申請手続きを行うこと。

<解説>

1. 道路占用工事(道路部分の掘削及び占用等)を行う場合、関係機関へ必要な申請手続きを行う。ただし、占用申請者は管理者とし、申請書及び図面作成は指定店が行うこと。
2. 申請に係る関係官公署及び申請書類等については、以下による。
 - (1) 申請関係書類等一覧表(表2-2参照)
 - (2) 申請は 3.「道路占用許可申請及び道路使用許可申請の流れ」による。

表2-2 申請関係書類等一覧表

種別	提出先	部数	申請書	添付図面等											仕様書	位置図			
				工事概要又は理由書又は工程表	上水道施設	占用台帳	申請図面	道路占用許可	索引図	道路台帳図	道路台帳	道路台帳	道路台帳	道路台帳			道路台帳	道路台帳	道路台帳
市道	旭川市土木部 土木管理課 6条通10丁目 Tel(直)25-5375	1	○															○ 2部	○
道道	旭川建設管理部 事業室事業課 東3条5丁目 Tel26-4461	4	◎	◎	◎			△ 1部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 1部	○
国道	旭川開発建設部 旭川道路事務所 神楽1条6丁目 Tel(代)61-0136	3	◎	◎	◎	◎		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 1部	○
私道	所有者 (私道・私有地)																		○

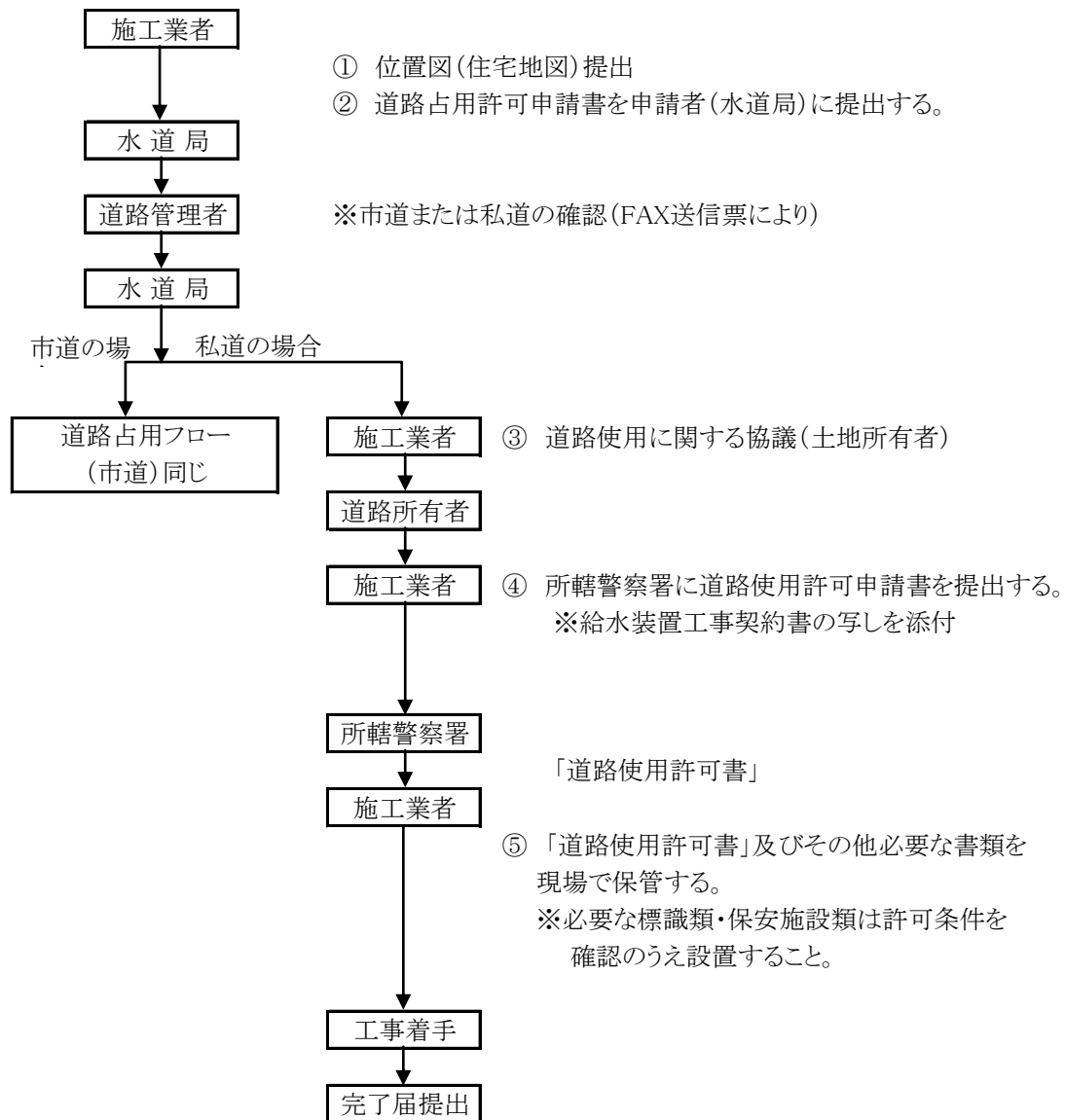
◎:水道局で作成

○:指定店で作成

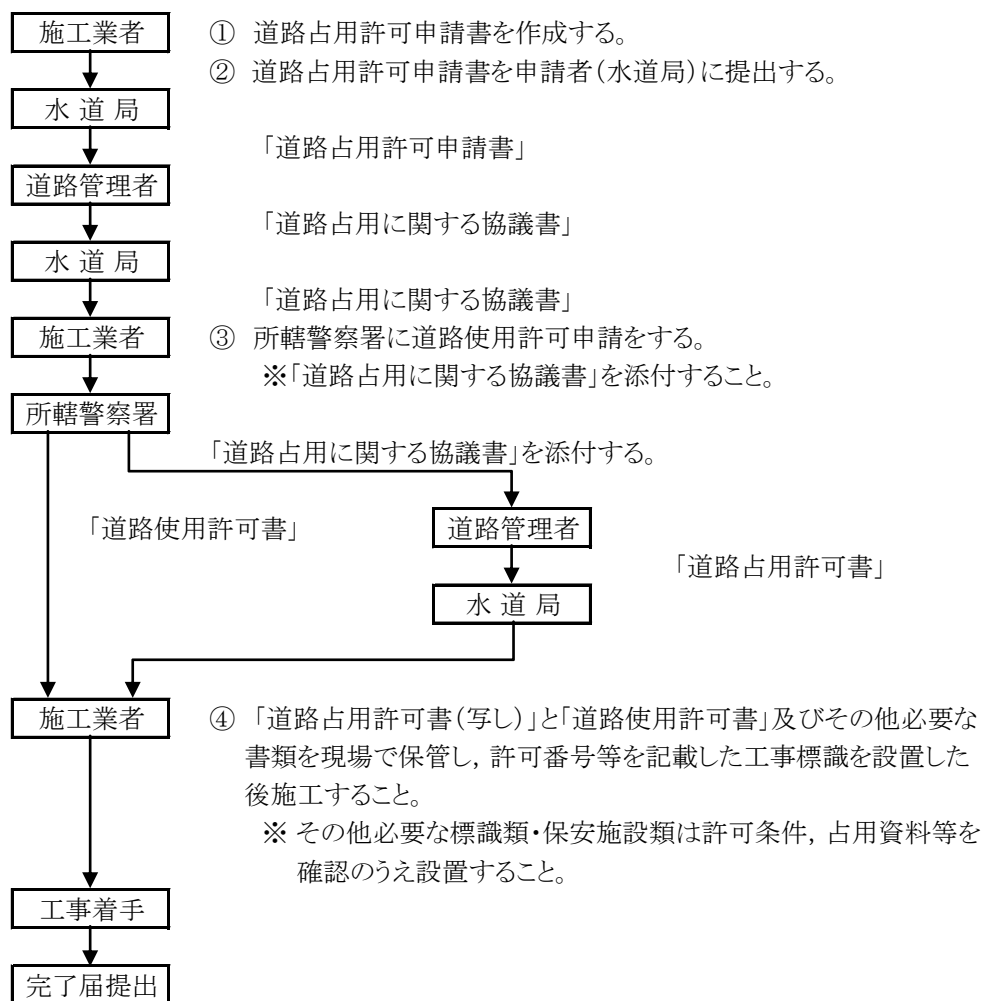
△:水道局で保管

3. 道路占用許可申請及び道路使用許可申請の流れ

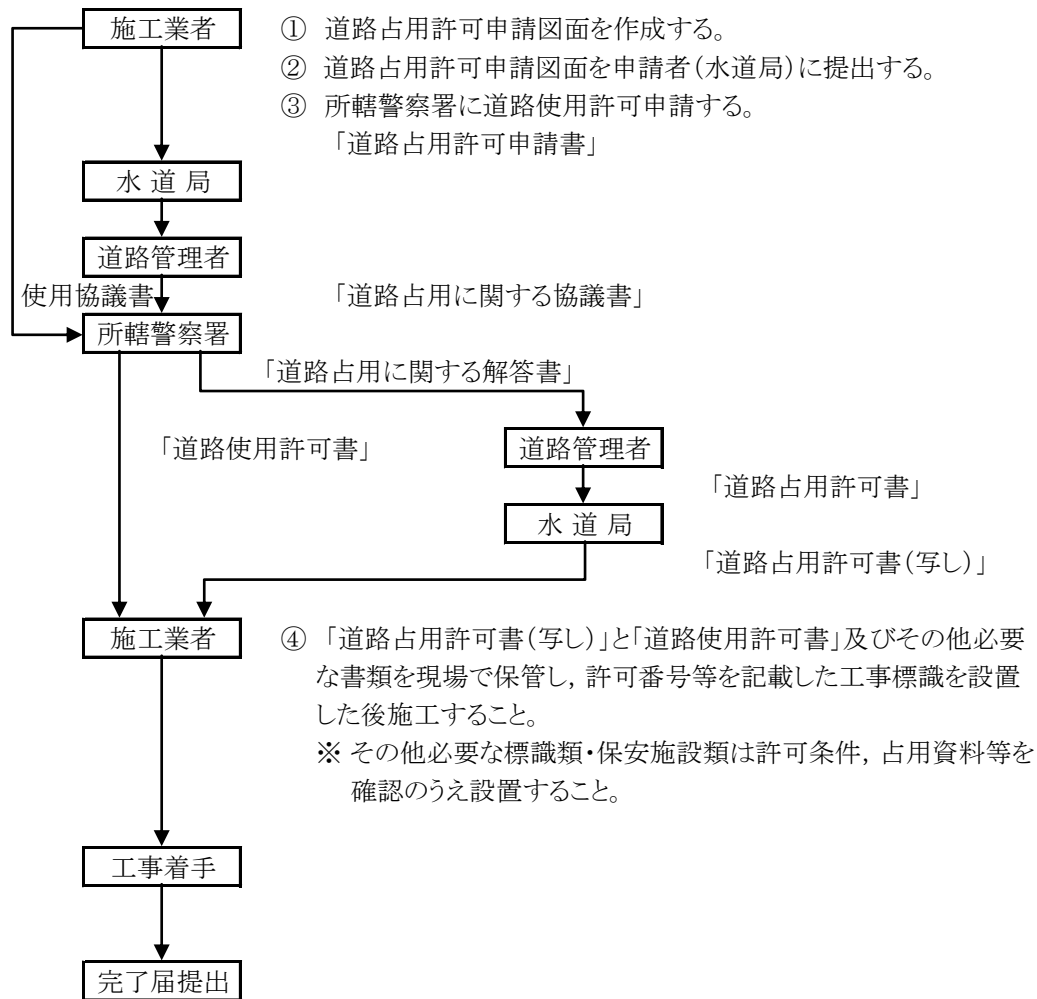
(1) 路線番号のない道路占用申請フロー(私道)



(2) 道路占用申請フロー(市道・国道)



(3) 道路占用申請フロー(道道)



2.4 工事着手

給水装置工事は、設計審査終了後、管理者の承認を得てから着手すること。(条例第5条)

<解説>

1. 指定店(主任技術者)は、工事着手にあたり、本市に対し「様式編 23. 2 2- 9 給排水工事施工状況表」を提出すること。
 - (1) 「給排水工事施工状況表」の提出は施工日の前日、または当日の午前 8 時 45 分迄に必要な事項を記入のうえ、FAX で送信すること。

2.5 設計変更及び工事の取消し

1. 指定店は、設計内容に変更が生じた場合は、速やかに届出ること。
2. 指定店は、給水装置工事の申込みを取り消す場合、所定の申込書により速やかに届出ること。

<解説>

1. 設計変更が生じた場合は、指定店はその内容についてあらかじめ工事申込者と十分な打合せを行い、変更箇所における工事の着手は、設計変更の承認を得た後でなければならない。
2. 設計変更とは、条例第3条及び下水道条例第5条第1項の承認、確認後から完了までの間に生じた設計の一部または全部の変更(工事の取消し)について、以下に示す変更内容により、施行規程第7条及び下水道条例第5条第2項に基づく「施行規程様式第3号 様式編 23.2 2-7 給水装置・排水設備工事取消(変更)申込書」を必要とするものと、軽微な変更承認とに区分して届出るものとする。
 - (1) 変更届を必要とするもの
 - ア 工事を取消す場合
 - イ 申込者、指定店を変更する場合
 - ウ 工種・工事件数が変更になる場合
 - エ 使用水量増減等によりメーター口径の変更をする場合
 - オ 手数料が変更となる場合
 - カ その他必要と認められたとき
 - (2) 変更承認(軽微な変更)

上記(1)以外の変更において以下の事項に該当するもの。

 - ア 分岐方法、分岐口径、分岐位置を変更する場合
 - イ 給水管の口径、径路を変更する場合
 - ウ 給水方式を変更する場合(例:直結式⇔受水槽方式)
 - エ その他、軽微な変更が認められたとき
 - (3) 軽微な変更において以下に該当する場合は、必ずしも変更承認を必要としない。
 - ア 給水管の配管(布設)において、設計にしたがって施工するもののうち、実際の配管延長との差異がわずかとなるもの。
 - イ 屋内給水用具の型式が設計時と異なるものを設置しようとするもののうち、認証品の使用等、給水用具の機能に問題がないもの。
3. 上記に該当しない変更が生じた場合は、事前に担当者と協議し、その指示にしたがうこと。
4. 設計変更の届出

変更届を提出する場合は、変更届に必要事項を記入し、変更内容を明記した審査設計図及び写しを添付して提出すること。

2.6 指定店が行うしゅん功検査(社内検査)

1. 指定店(主任技術者)は、しゅん功図等の書類検査及び現地検査により、給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合していることを確認すること。
2. 給水装置の使用開始にあたっては、事前に管内を洗浄するとともに、通水試験、水圧試験及び水質(残留塩素測定等)の確認を行うこと。

<解説>

1. 給水装置の構造及び材質が基準に適合していない場合は、給水を拒否または停止することになるため主任技術者は、確実にしゅん功検査(社内)を行い、給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合していることを確認すること。

社内検査の報告は「様式編 23.3 3-2 給水装置工事しゅん功検査(社内)」に基づく。

2. しゅん功検査において主任技術者が確認する主な内容は、次のとおりである。

- (1) しゅん功図面検査(施行規程様式第4号 様式編 23.3 3-1 しゅん功図面(給排水設備工事)甲)

表2-3 しゅん功図面検査内容

検査項目	検査内容
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所が明記されていること。 ・工事箇所が確認できるよう、道路及び主要建物等が記入されていること。
平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位が記入されていること。 ・建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。 ・道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。 ・隣接家屋の設備番号及び境界が記入されていること。 ・分岐部のオフセットが記入されていること。
平面管路	<ul style="list-style-type: none"> ・立体図が記入されていること。
詳細図及び立体図	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図及び平面管路詳細図と立体図が整合していること。 ・隠ぺいされた配管が明記されていること。 ・水量調整、直結直圧(3階～5階)給水、直結増圧給水、受水槽給水等が明示されていること。 ・各部の材料、口径及び延長が記入されていること。 ・給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。 ・構造及び材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 ※水の汚染、破壊、浸食、逆流、凍結防止等対策の明記 ・配管の水が抜ける構造であること。 ・水道事業の運営上必要なことが記入されていること。

(2) 資料及び現地検査

表 2-4 現地及び給水用具の検査

検査種別及び検査項目		検査基準
屋 外 の 検 査	分岐部	<ul style="list-style-type: none"> 配水管への取付口が適正に行われていること。 オフセットは正確に測定されていること。 配水管への取付口径は著しく過大でないこと。
	給水管布設ライン	・しゅん功図面と整合すること。(隣地境界確認)
	メーター ・止水栓	<ul style="list-style-type: none"> メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。 メーターは、検針、取り替えに支障がないこと。 止水栓の操作に支障がないこと。 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
	埋設深さ	・公道及び宅地内の埋設深度は、所定の深さが確保されていること。
	管延長	・しゅん功図面と整合すること。
	ボックス類	・傾きがなく設置基準に適合すること。
	止水栓	・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。
	道路復旧	・道路許可条件のとおりであること。
	各プレート類	<ul style="list-style-type: none"> 設備番号、受信器板プレート位置が適切であること。 刻印内容が正確であること。
	配管	<ul style="list-style-type: none"> 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡されていないこと。 配管の口径、管路、構造等が適切であること。 水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。 クロスコネクション及びループ配管がなされていないこと。 給水用具等がしゅん功図面と整合すること。
	接合	・適切な接合が行われていること。
管種	<ul style="list-style-type: none"> 性能基準適合品の使用を確認すること。 配水管への取付口からメーターまで、本市指定のものを使用していること。 	
給水用具	給水用具	・性能基準適合品の使用を確認すること。(自己認証, 第三者認証であること)
	接続	・適切な接合が行われていること。
受水槽	吐水口空間の測定	・吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
	機能検査 (通水試験)	・通水後、各給水用具から放水し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態等について確認すること。
	水圧試験	・一定の水圧による水圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。
	水質の確認	・残留塩素等の確認を行うこと。
	増圧装置の圧力 設定値確認	・水理計算に基づき、流入圧の低下によるポンプの停止・復帰の設定値が本市の基準に適合するか制御盤にて確認すること。

注) 屋内の検査は、給湯配管も含むものとする。

(3) 水圧試験方法

表2-5 水圧試験

対 象	水 圧 試 験	保持時間(分)
給水装置 (ポリエチレン管使用の場合)	1.10MPa	2
給水装置(ポリエチレン管使用以外の管種)	1.75MPa	2
ポールタップ使用した給水装置	0.75MPa	2
貯湯湯沸器(減圧弁,安全弁等設置)	0.30MPa	2
一缶二水路型貯湯湯沸器	1.75MPa	2
割T字管逆水圧試験	0.75MPa	2

注) φ75 mm以上の給水管は「水道工事標準仕様書」によること。

(運 用)

1. 水圧試験の方法は、概ね次による。
 - (1) 給水栓の位置に水圧試験器を取り付ける。
 - (2) 充水する。
 - (3) 表2-5水圧試験に定めた圧力まで加圧したのち、保持する。(2分間)
 - (4) 漏水の有無を確認する。
2. 直結増圧給水における水圧試験は「中高層建物直結給水編 27.中高層建物直結給水技術基準」を参照。
3. 自然圧による水圧試験で次の場合においては、自然圧(配水管等の圧力)による水圧試験を行い、漏水の有無を入念に確認すること。
 - (1) 既設管に接続されているなど水圧試験が困難な場合。
4. 更生工事及び井水管を使用する場合の水圧試験は、「設計編 7.12 既設井水配管の使用」, 「要綱・要領・基準編 25.2, 2.2 更生工事の履歴のない受水槽以下の給水設備から直結給水方式に切り替える場合の実施確認事項」を参照すること。
5. 水質の確認方法

表2-6 確認項目

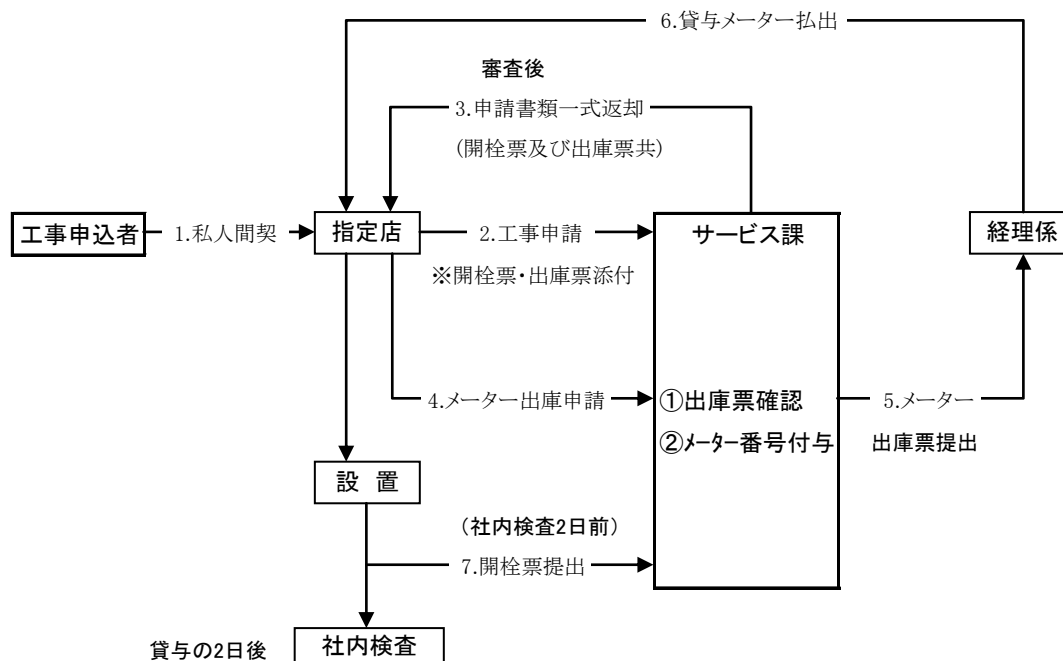
確 認 方 法	項 目	判 定 基 準
DPD法	残留塩素(遊離)	0.1 mg / ℓ 以上
観 察	臭 気	異常でないこと
	味	〃
	色	〃
	濁り	〃

2.7 しゅん功書類の提出及びメーターの貸与

1. 指定店は、工事完了後、速やかに「様式編 23. 3 3- 5 給排水工事検査願い」とともに、しゅん功図及び資料等を管理者に提出すること。
2. メーターの貸与時には、給排水使用開始連絡票(申込書)を提出すること。
3. 撤去工事等により不要となったメーターは、工事検査前に遅滞なく返納(戻入)すること。

<解 説>

1. しゅん功図の作成にあたっては、「設計編 11. 図面の作成」によること。
2. 提出資料には「様式編 23. 3 3- 3 給水装置工事使用材料・検査確認報告書(参考例)」、
3- 2 給水装置工事しゅん功検査(社内)」及び工事写真等がある。
 - (1) 給水装置工事使用材料・検査確認報告書(参考例)とは、給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項と給水装置の構造及び材質が基準に適合しているかの確認方法並びにその結果を記入したものであり、参考例である。
3. 工事写真は、管理者が確認のため必要とするもの及び管理者以外の関係機関から求められるものがある。
 - (1) 給水装置工事は、完成すると、そのほとんどが土中に埋設されたり、壁の中に隠ぺいされているため、工事検査時に目視でその部分の構造、材質及び施工の適否を確認することが困難となることから、写真撮影にあたっては、各工程毎に施工の状況が確認できるように、的確に撮影すること。(「施工編 19. 2 給排水設備工事写真撮影」参照)
4. メーターの貸与
 - (1) メーター貸与の詳細は、「要綱・要領・基準編 24. 1 水道メーター取扱い要綱 第 5 条」によること。
 - (2) 事務処理の流れ



注) 集中検針盤用(ミニカウンター), 受信器無し及び口径φ50 mm以上のメーター貸与の場合は、在庫を持たないため貸与まで1ヶ月半程度かかるので、事前に打ち合わせを行うこと。なお、「様式編 23. 9 9- 3 大型メーター(φ50 mm以上)・ミニカウンター等出庫予定連絡票」の提出が必要である。

(3) メーターの返納(戻入)

各種工事により撤去すべきメーターがある場合、現地から取り外して、次により水道局に返納(戻入)すること。ただし、やむを得ず現地でメーターを発見できない場合は、メーター不明

で、処理すること。返納(戻入)の詳細は「要綱・要領・基準編 24. 1 水道メーターの取扱い要綱 第12条」によること。

2.8 管理者が行う検査

指定店は、工事しゅん功後、速やかに工事検査に必要な書類を管理者に提出し、工事検査を受けなければならない。

<解説>

1. 管理者が行う検査の考え方

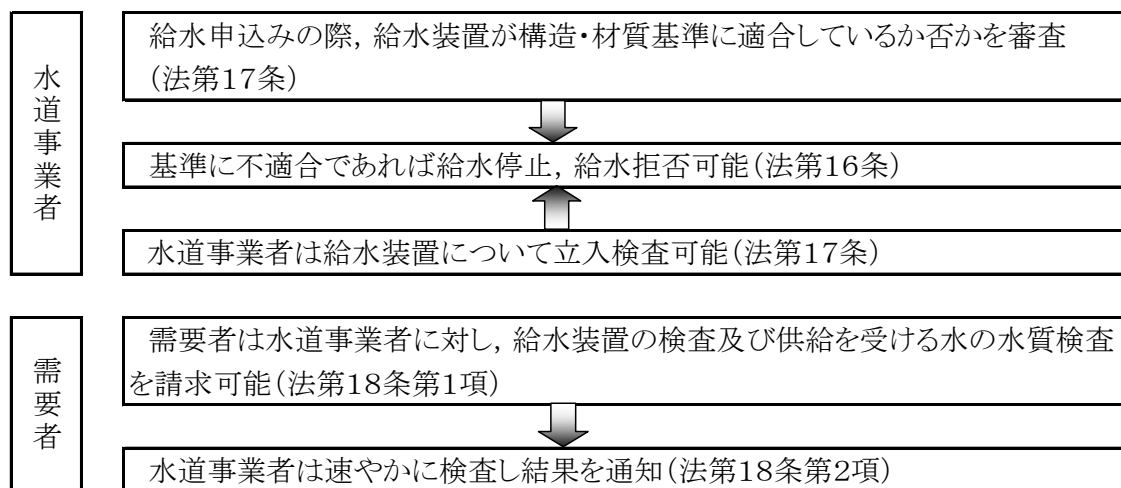
適正な給水の確保・配水の保持を図るため、給水装置の構造及び材質の基準が施行令第5条(構造材質の基準)に適合していない場合には、給水の拒否または停止をすることとなる。このため、本市では施行令に規定されている構造及び材質の基準に適合した工事の施工を確保するために指定店制度を設けている。

したがって、指定店に所属する給水装置工事主任技術者は、給水工事を適正に施工するために必要な知識、技術を有し、かつ信頼し得るものであるとしている。

また、指定店が施工した給水装置工事は施行令に定められた基準に適合していることが前提となる。このため、本市の検査は指定店が施工した給水装置が、本市の施工基準を遵守されてるかを確認するために行うものである。

2. しゅん功書類の提出及び工事検査は条例で速やかにならなければならないが、次のとおり定義する。

- (1) 工事の完了の届出は、工事完了から2週間以内とする。
- (2) 工事検査の完了は、工事完了から3週間以内とする。



3. 検査の基本事項

- (1) 承認を受けた工法、工期、その他の工事上の条件に適合しているかを主任技術者立会にて現地検査を行うことを原則とする。
- (2) 施工された給水装置が、書類内容及び工事写真等により構造及び材質基準に適合していることを確認できるときは現地検査を省略することができる。その場合、書類内容及び工事写真等により確実に構造及び材質基準に適合していることが確認できると検査員が判断した場

合に限るものとする。

(3) 工事検査は、配水管の取付口からメーターまでに重点を置くほか、料金調定のトラブルを防止するための必要最小限の検査とする。

(4) 現地検査及び書類検査の区分は、以下のとおりとする。

ア 現地検査が必要な工事

(ア)新設工事・改造工事で複数のメーターが設置されるもの

(イ)新設工事・改造工事で使用用途が家事用以外のもの

(ウ)新設工事・改造工事で給水方式が地下水と併用となるもの

(エ)給水高が3階以上の中高層建物に直結給水するもの

(オ)上記以外の現地検査が必要と判断されたもの

注) 現地検査の申込みは、検査希望日の前日、午後3時までに受付簿に記入し、しゅん功図書(写し可)及び位置図を一緒に提出すること。

なお、申込み時には検査員と十分打合わせを行うこと。

イ 書類検査工事

全ての工事について書類検査を行う。

4. 工事検査時の提出図書

(1) 現地検査時

ア 給水装置工事設計図書(しゅん功図面)

イ 配管立体図等、検査時に照合に必要な図書類

ウ 給排水使用開始連絡票(申込書)(設備番号・メーター等内訳)

(2) 書類検査時

ア 給排水工事検査願い(「様式編 23. 3 3- 5」参照)

イ しゅん功図面(施行規程様式第4号「様式編 23. 3 3- 1」参照)

ウ 給水装置工事設計図書

エ 給排水使用開始連絡票(申込書)(表2-1工事申込提出一覧参照)
(新たにメーター貸与を受けるものは、メーター出庫時に提出)

オ 設計審査時に添付した図書一式

カ 工事写真

キ 給水装置工事しゅん功検査(社内)(「様式編 23. 3 3- 2」参照)

ク 給水装置工事使用材料・検査確認報告書(「様式編 23. 3 3- 3」参照)

5. 工事写真

「施工編 19. 2 給排水設備工事写真撮影」によること。

6. 工事検査は、書類及び現場にて行うが書類に疑義が見受けられた場合、給水工事指定店が保管している工事記録(指定店は資料を3年間保存する義務がある。)から、構造及び材質基準に適合していることを確認するために、各種資料の提出や現地確認を求めることがある。

7. その他

(1) 承認月日を工事着手月日とする。また工事が完了した日を工事完了日とする。

(2) 指定店が行うしゅん功検査合格月日をしゅん功月日とする。

(3) 管理者が行う検査不合格の場合、管理者が指定する期日までに手直し工事を行い、再検査を受けること。

8. 事前開栓

給水の開始は管理者の検査合格後が原則であるが、やむを得ない事情がある場合は、使用者の利便を考慮して、指定店の社内検査合格済であれば、管理者の検査前であってもサービス課長の許可を受けた施設は、使用開始を認める。

(1) 提出書類

ア 工事完了前検査願い(「様式編 23. 3 3- 4」参照)

イ 承認図の写し, 設計図書の写し

ウ 給排水使用開始連絡票(申込書)(表2-1参照)

エ 社内検査結果の報告書, 工事写真等(「様式編 23. 3」参照)

注) 水洗改造において雑排水, 水洗トイレのいずれかを下水道に接続した時点で開栓の手続きを行うこと。

なお, 翌日までに給排水使用開始連絡票(申込書)の写しを FAX で送信する。

2.9 修繕工事完了報告書の提出

1. 直圧部分における, 給水装置の漏水修繕を行った場合は, 「修繕工事完了報告書」(「施行規程様式第5号 様式編 23. 6 6- 1」)を速やかに提出すること。

1. 修繕工事を行った場合は, 必ず管理者に届出を行うこと。なお, 給水用具の取り替えを行った場合は, 給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認が必要である。
2. 指定店が水道利用者の依頼により漏水の修繕を行った場合, 漏水にともなう料金減免の可否等の判断は行わず「サービス課検針係」に確認してから回答すること。
3. 水道局は「修繕工事完了報告書」の提出にともない, 水道利用者の問い合わせや対応を行うため, 修繕工事を行った場合は, 速やかに提出すること。